

一般財団法人松本市スポーツ協会旅費支給規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人松本市スポーツ協会の用務のため旅行する役員及び事務局職員に対して支給する旅費について必要な事項を定めることを目的とする。

(旅費の種類)

第2条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とする。

- 2 鉄道賃、船賃は、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 航空賃は、路程に応じ航空運賃により支給する。
- 4 車賃は、路程に応じ1キロメートル当たり定額又は実費により支給する。
- 5 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。
- 6 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 7 食卓料は、船舶を利用する旅行の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

(旅行命令等)

第3条 旅行は、会長の発する旅行命令等によって行わなければならない。

- 2 会長は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合には、自ら又は旅行者の申請により変更することができる。

(鉄道賃)

第4条 鉄道賃の額は、当該旅行に要する鉄道賃の実費とする。

- 2 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものについては、特別急行料金を支給する。
- 3 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道30キロメートル以上のものについては、普通急行料金を支給する。
- 4 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合は、その乗車に要する運賃を支給する。

(船 賃)

第5条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下「運賃」という。)、寝台料金及び座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合は、中級の運賃とする。
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合は、上級の運賃とし、等級を設けない場合は、その乗船に要する運賃とする。

(航空賃)

第6条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃とする。ただし、外国旅行の場合は、総務委員長及び事務局長が専務理事と協議し、決定する。

(車 賃)

第7条 自家用車を公務に使用する場合は、あらかじめ所定の用紙で登録しなければならない。

- 2 車賃の額は、1キロメートルにつき37円、原動機付自転車は1キロメートルにつき3円とする。

(日 当)

第8条 日当の額は、別表のとおりとする。ただし、県内の旅行については、日当を支給しない。

(宿泊料)

第9条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じ別表のとおりとする。

(食卓料)

第10条 食卓料の額は、別表のとおりとする。

(補 則)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

財団法人松本体育協会旅費規程は廃止する。

附 則

この規程は、一般財団法人設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月26日から施行する。

別表

	日当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
		県外	県内	
会長等	3,000円	14,800円	11,800円	3,000円
会長を除く役職員	2,600円	13,100円	9,800円	2,600円